

共立女子大学研究生規程

第1条 本学学則第33条の規定にもとづき研究生に関する事項を定める。

第2条 研究生は教授会構成員を指導教員とし、直接の指導をうけて研究に従事する。

第3条 研究生の入学資格は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 前項各号と同等以上の学力があると認められた者

第4条 研究生志願者は本学所定の次の書類に別表1の2に定める検定料を添えて教務課に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 勤務のある者は所属長の承認書

第5条 研究生志願者については、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

第6条 研究生の入学許可は毎学期の始めとし研究期間は6ヵ月又は1年とする。ただし特別の事情のあるときは、この限りではない。

第7条 研究生として入学を許可された者は別表1の1に定める納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

別表1-1

摘要	科目	研究料	実験実習料
当該年度大学学部納付金		授業料の 1/2 (1年) 1/4 (6ヵ月)	家政学部と 同額 (1年) 1/2 (6ヵ月)

() 内は研究期間

別表1-2

入学検定料
当該年度大学学部の1/2

第8条 研究生に対し指導教員が必要と認め授業担当教員の承認があるときは当該研究に関連のある授業に出席をすることができる。

第9条 研究生の単位修得の認定及び教育職員免許法施行規則第20条による単位の認定は行わない。

第10条 研究生はその研究期間が修了した場合は研究の成果を提出するものとする。

第11条 この規程に定められていない事項については本学学則を準用する。

附 則

- 1 研究生の受入は原則として一指導教員に対して一名とする。
- 2 第2条の規定に拘わらず当分の間教授に限る。
- 3 この規程は昭和59年4月1日から施行する。
- 4 この改正規程は平成2年4月1日から施行する。